

# 令和6年度『平田村立こども園』4月入園児募集!

令和6年4月から「ひらたこども園」に入園を希望する園児を募集します。希望される方は下記によりお申込みください。

なお、応募者多数の場合には利用人数の調整を行ったうえで決定しますのでご理解ください。

## 1 募集内容

ひらたこども園（平田村大字永田字広町 34） ☎ 57-7144

定員	1号認定	2号認定	3号認定
200人	20人	120人	60人



※1号認定…3歳以上保育の必要なし 2号認定…3歳以上保育の必要あり  
3号認定…0歳から2歳保育の必要あり

## 2 募集期間

令和5年12月1日(金)から12月15日(金)まで

※募集期間後に提出された場合は、5月以降の入園になります。

## 3 入園対象

令和6年4月1日現在で満6か月から小学校就学前までの児童

## 4 提出書類

(1) 支給認定申請書 ※すでに認定を受けている場合は現況届を提出してください。

(2) 入園申込書【1号認定】または、保育利用申込書【2号・3号認定】

(3) 保育を必要とする理由を証明する書類【2号・3号認定のみ】

保育を必要とする事由	提出が必要な書類
■就 労	・ 就労証明書、自営業証明書、農業従事申立書 ※月64時間以上労働することが条件です。
■妊娠・出産	・ 母子健康手帳の写し ※出産予定日の記載部分
■疾病・障害	・ 障害者手帳の写しまたは医療機関の診断書
■介護・看護	・ 医療機関の診断書または障害者手帳または認定結果通知書の写し（介護・看護を受ける方） ・ 1日の介護・看護スケジュール表を添付してください。
■災害復旧	・ 災証明書
■求職活動	・ 求職活動申立書
■就 学	・ 学生証（在学証明書）の写し、在学中の時間割表の写し
■その他	・ その他事実を証明できる書類

※1 父母のほか、65歳未満の同居祖父母についても提出してください。

※2 求職活動中の場合、入園期間は求職活動に必要な期間（3か月以内）とします。

## 5 申込先

ひらたこども園 ☎ 0247-57-7144

## 暖房機器の使用に注意しましょう！！

### 『暖房機器の火災に注意！！』

毎年、全国各地で暖房機器が原因となる火災が発生しています。本格的な暖房機器を使用する季節を迎える前にもう一度、暖房機器の使用方法を確認しましょう。

- ① 暖房機器を使い始める前には点検や清掃をする。
- ② 給油をするときは、必ずスイッチを切り、火が消えたことを確認する。
- ③ 暖房機器の前方や上方に洗濯物などを干さない。
- ④ カーテンや新聞などの燃えやすいもののそばで使用しない。
- ⑤ ストーブを点けたまま寝ない。
- ⑥ 使わない時は必ず電源プラグを抜く。
- ⑦ スプレー缶などは、近くに置かない。

### 『一酸化炭素中毒に注意！！』

火災と同じく、毎年一酸化炭素中毒を起こして救急搬送される事例が全国で報告されています。

暖房機器を使用する際は、定期的に換気をして新鮮な空気を部屋へ取り入れ、一酸化炭素中毒にならないようにしましょう。

- ① 一酸化炭素は、無色・無臭で感じにくい気体ですが、毒性は強力です。
- ② 手足がしびれて動けなくなることがあります。
- ③ 重症になると、脳神経細胞の破壊、意識不明や死に至ることがあります。
- ④ 頭痛、吐き気、気分が悪いなどの症状を感じたら直ちに暖房機器の使用をお止めください。

## 消防署では住宅用火災警報器の設置率調査を行っています

ご自宅への訪問や電話連絡により、設置率調査を行います。  
ご自宅へ訪問する際は、消防車両で伺いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 【住宅用火災警報器の設置が義務づけられている場所】

- ・住宅内のすべての寝室。
- ・2階以上の階に寝室がある場合は寝室がある階の階段上部。

### 【住宅用火災警報器取り付け支援サービスを行っています】

消防署では住宅用火災警報器の取り付け支援サービスを行っています。  
サービスを希望される方は、石川消防署平田分署「0247-55-2213」までご連絡ください。

